

# 「先導的大学改革推進委託事業」実施要項

平成 17 年 8 月 23 日  
文部科学省高等教育局長裁定  
平成 21 年 2 月 20 日改訂

## 1. 趣 旨

国を挙げて取り組むべき大学教育の改革課題に機動的に対応するため、教育現場の実態に即した新たな教育手法の開発や具体的な導入方法等の先導的調査研究を大学等に委託し、これらの成果を今後の国公立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

## 2. 委託業務の内容

大学教育の改革課題に機動的に対応するための調査研究として、高等教育局長が適当であると認めたもの。

## 3. 業務の委託先

委託テーマに係る調査研究の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた国公立大学（短期大学を含む）、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等（法人格を有しない団体を除く。以下「大学等」という。）

## 4. 委託期間

原則として、委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。ただし、委託テーマの内容により、調査研究に複数年必要と文部科学省が判断した場合、5か年度を限度として、予算成立を条件として複数年期間の委託を行うものとする。

## 5. 委託手続

- （1）業務の委託を受けようとする大学等は、様式Ⅰによる「先導的大学改革推進委託事業」実施計画書を文部科学省に提出する。
- （2）文部科学省は上記（1）により提出された「先導的大学改革推進委託事業」実施計画書の内容が適切であると認めた場合に様式Ⅱにより「先導的大学改革推進委託事業」契約書を当該大学等と取り交わし、委託する。  
なお、委託額に増減が生じる場合は様式Ⅲにより「委託変更契約書」をとりかわすものとする。

## 6. 委託経費

文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費を委託費として支出する。

## 7. 業務の遂行及び経費の取扱い

委託を受けた大学等は、別添の「先導的大学改革推進委託事業」実施要領により、業務の遂行及び経費の支出を行うものとする。

## 8. 事業実施状況等の実態調査

文部科学省は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができるものとする。

## 付則（平成 21 年 2 月 20 日改訂）

1. この要項は、平成 21 年 2 月 20 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以降に締結する委託契約から適用する。
2. 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。